

平成29年度福島町定例会12月会議 議会提出議案説明資料

発委第4号関係

○議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について…P 1

福島町議会

発委第4号関係

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由について

議会議員の期末手当については、特別職の改正に合わせ平成28年度定例会1月会議で支給月数を「4.30月」に引き上げておりますが、平成29年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与引き上げが決定されたことに応じて、町一般職の期末・勤勉手当の支給月数を「0.1ヵ月」引き上げ、現行の「4.30月」から「4.40月」に改定、特別職の期末手当についても一般職と同じ内容の改正を今議会に提案していることから、議会議員の期末手当についても、特別職と同様に年間「4.40月」に引き上げる改正を行うものです。

なお、議会議員の歳費については、本条例第2条に定められており、歳費の計算にあつては特別職の月額給与の平均を基に算出していますが、今回は特別職の給与に改正がないため、歳費の改正はありません。

2 改正の内容について

期末手当の支給率の改定

区 分	6 月期	1 2 月期	計	
特 別 職	2.125 月	2.275 月	4.400 月	
議 員	改定後 (A)	2.125 月	2.275 月	4.400 月
	現 行 (B)	2.075 月	2.225 月	4.300 月
	増減 (A-B)	0.050 月	0.050 月	0.100 月

3 施行期日について

公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用します。

ただし、平成29年12月の期末手当については、「2.275月」を「2.325月」とする。

4 改正による議員歳費影響額について (議員10名分)

区 分	改 正 前	改 正 後	増 減 額
期末手当	2,038 千円×1.15× 4.3ヵ月= 10,077,910 円	2,038 千円×1.15× 4.4ヵ月= 10,312,280 円	234,370 円

5 参考資料【町特別職 (3名分) の改正による影響額について】

区 分	改 正 前	改 正 後	増 減 額
手 当	1,880 千円×1.15× 4.3ヵ月= 9,296,600 円	1,880 千円×1.15× 4.4ヵ月= 9,512,800 円	216,200 円